楽天ガスのご契約に関する重要事項説明書 【楽天ガス supplied by 東邦ガス プラン S】

本書面は、お客さまが楽天エナジー株式会社(以下「当社」といいます。)にガス需給契約「楽天ガス supplied by 東邦ガス プラン S」をお申し込みいただくにあたり、料金その他の供給条件等の重要な事項および留意が必要な事項についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

1. 楽天ガス供給取次事業について

- (1) 当社は、東邦瓦斯株式会社(ガス小売事業者登録番号 A 0025。以下「東邦ガス」といいます。)とのガス取次委託契約にもとづき、東邦ガスの取次事業者として、お客さまとガス需給契約(以下「本契約」といいます。)を締結して東邦ガスの供給するガスを取次販売いたします。
- (2) 本契約に関する詳細事項は当社が定めるガス需給取次約款(以下「本約款」といいます。) および東邦ガスが定める託送供給約款、工事約款のとおりです。

2. 本約款の変更

- (1) 当社は、次の各号にかかげる場合には、それぞれ当該各号に定めるとおり、本約款およびガス重要事項説明書(以下「約款等」といいます。)を変更することがあります。これらの場合には、当社は、当社の指定ウェブサイトに掲載する方法、電子メール送付による方法その他当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)により、あらかじめ効力発生日を定めて、お客さまへその変更内容を説明しお知らせいたします。お知らせ後、効力発生日が到来した場合には、本契約の期間中であっても約款等に定める料金その他の供給条件は、変更後の約款等によります。なお、約款等の変更内容が料金の変更であって、お客さまが新たな料金を承諾しない場合には、効力発生日の15日前までに、当社所定の様式により当社ウェブサイトより本契約の解約を当社に通知することで、本契約を解約することができます。
 - ① 法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、改正法令の新たな税率に基づいて本約款に定める料金を改めるものといたします。
 - ② 東邦ガスが定める託送供給約款が改定された場合,法令,条例、規則等(以下「法令等」といいます。)の改正により約款等変更の必要が生じた場合(前号の場合を除きます。),その他当社が必要と判断した場合,約款等に定める料金その他供給条件を必要な範囲で変更するものといたします。
- (2) 約款等の変更にともない(3)に定める場合を除き、料金その他の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまには次の事項をあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようと する事項のみを説明し、記載すること
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載すること
- (3) 約款等の変更が、法令等の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更や約款等の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面で交付することなく説明することとし、契約変更後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

3. 本契約の締結要件等

- (1) 東邦ガスが定める託送供給約款の別表第12(供給区域等)に定める地区にお住まいで、すでに他のガス小売事業者とガス小売契約を締結しているお客さま
- (2) 本契約を2年間締結していただけるお客さま
- (3) 当社と楽天でんき需給契約を締結されているまたは締結されるお客さま(本契約と同時に楽天でんき需給契約を締結していただけるお客さま)
- (4) 本契約のガス料金と4.「東邦ガスの付帯サービス提供について」(4)の付帯サービス料金を当社の定める方法により、合算してお支払いいただけるお客さま
- (5) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合、本契約を締結することができません。
 - ① 同一需要場所において、複数のガス取引用メーターが設置されており、一括で請求が行われている場合
 - ② 需要場所によらず、複数のガス供給契約について一括で請求が行われている場合
 - ③ 東邦ガスのガスと電気をセットで契約中または申み込み中の場合。なお、東邦ガスのガスと電気のセットでの契約を解約した場合は、この限りではありません。
 - ④ 当社または東邦ガスの責めによらない事由により、ガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合
 - ⑤ 当社とお客さまとの他の契約(すでに終了しているものを含みます。)の料金(ガス料金、付帯サービス料金および楽天でんき料金をいいます。)について、 期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
 - ⑥ 当社が、お客さまのお申し込み内容の不備や当社の設定する与信基準その他当社所定の基準により、申し込みを承諾できない場合
 - ② 当社または東邦ガスがその他の状況により、ガスの供給が適当でないと判断した場合

4. 東邦ガスの付帯サービスの提供について

- (1) 東邦ガスは、本契約のお客さまに対し、東邦ガスまたは東邦ガスが委託するサービス提供会社(以下「東邦ガス等」といいます。)による付帯サービス(らくらくメンテ、らくらく暮らしサポート、警報器リース、お見張りサービス(自動通報サービス)、その他今後、ガス料金と合算しての請求を行うサービスその他ガス料金と合算して支払うサービス等の料金をいいます。)を提供することがあります。付帯サービスの契約条件等については東邦ガス等が別途定める規約に従っていただきます。
- (2) お客さまが、本契約を締結する前に東邦ガス等と付帯サービスの契約を締結されている場合には、原則として当該付帯サービスは継続適用されます。なお、当該付帯サービスの解約を希望される場合は、東邦ガスへ等お問い合わせください。
- (3) 当社と本契約を締結されたお客さまは、新たに東邦ガス等の付帯サービスを申み込みできない場合があります。なお、詳細については東邦ガス等へお問い合わせく ださい。
- (4) 東邦ガス等の当該付帯サービスを継続利用されるお客さまは、東邦ガスが別途定める当該付帯サービスの規約の定めによらず、本契約のガス料金と当該付帯サービス料金を合算して当社へお支払いいただきます。なお、付帯サービス料金の請求・支払方法および支払期日等は本契約のガス料金と同様といたします。

5. 本契約のお申し込み

- (1) お客さまが当社との本約款にもとづくガスの使用を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾のうえ、当社所定の様式によりウェブサイトよりお申し込みをしていただきます。
- (2) お客さまは本契約のお申し込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申し込みをしていただきます。
 - ① 東邦ガスが定める託送供給約款に定める需要家等に関する事項(21.「保安に対するお客さまの協力等」に規定する事項等)を遵守すること
 - ② 当社および東邦ガス等が、ガスの供給に係るお客さま所有の共有施設または消費機器の保安情報および本契約に係るお客さまの契約名義、需要場所、契約内容および料金支払状況等を共同利用すること

6. 本契約お申し込みにともなう留意事項

お客さまが、他社とのガス小売契約を当社へ変更するにあたり、下記のような事項が発生する場合がございますのでご留意ください。

- (1) 現在のガス小売契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
- (2) 現在のガス小売契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- (3) 現在のガス小売契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- (4) 現在のガス小売契約において、付帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該付帯サービス等が消滅する可能性があります。 ただし、4.「東邦ガスの付帯サービスの提供について」で規定する当該付帯サービスは、当該規定に従っていただきます。
- (5) 現在のガス小売契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- (6) 現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

7. 本契約の成立および契約期間

- (7) 本契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社がこれを承諾した場合に成立いたします。
- (8) 他のガス小売事業者から当社との本契約に変更する場合の需給開始日(以下「需給開始日」といいます。)は、原則として、契約成立日以降、かつ各種手続き完了後の翌々定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みません。)の翌日(以下「需給開始日」といいます。)から、といたします。
- (9) 現在ご契約中のガス小売事業者への解約連絡は当社がお客さまに代わり行いますので、当社のガス需給開始とともに現在ご契約中のガス小売事業者との契約は解約されます。
- (10) 本契約にともなって、ガス事業法第 14 条第 1 項に定めるお客さまへの供給条件の説明、同法第 14 条第 2 項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項および同法第 15 条第 1 項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項について、当社が適切と判断した方法により提供することを承諾していただきます。
- (11) 本契約の契約期間は、需給開始日の翌日から、需給開始日以降2年目の応当日まで(以下「本契約期間」といいます。)といたします。
- (12) 契約期間満了日以前にお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、本契約は、契約期間満了後も 2 年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
- (13) (6)にもとづく本契約の更新にともなって、当社は供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらか じめお客さまには承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明は、更新後の契約期間のみを当社が適切と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ② 契約締結後の書面交付は、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、本契約の契約名義、契約更新年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (1) 需給開始予定日は改めて通知いたします。なお、手続きの都合により需給開始予定日のご案内が需給開始後となる場合があります。また、お知らせした需給開始予定日は手続きの都合により変更となる場合があります。

8. 料金の算定および請求方法

(1) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

<料金の算定方法>

楽天ガス supplied by 東邦ガス プランS料金(税込、円未満切捨て) = 基本料金 + 従量料金(従量料金単価 × ご使用量)

料金表	1か月のご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金*(円/㎡)
Α	0 ㎡から 20 ㎡まで	759.00	208.82
В	20 ㎡をこえて 50 ㎡まで	1,649.38	164.30
С	50 ㎡をこえて 100 ㎡まで	1,987.02	157.55
D	100 ㎡をこえて 250 ㎡まで	2,143.87	155.98
Е	250 ㎡をこえて 500 ㎡まで	2,711.70	153.71
F	500 ㎡をこえる場合	7,109.25	144.92

- ※ 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ウェブサイトにてお知らせいた します。
- (2) ガス使用量の検針は、東邦ガスが定める託送供給約款に基づいて東邦ガスが行います。
- (3) ガス料金の算定期間は、前回の検針日(東邦ガスが定めた毎月 1 度の検針を行う日)の翌日から今回の検針日までの期間を1か月とし、その間のご使用量は、東邦ガスのガスメーターの計量によります。また、ガス料金は、そのガス使用量に基づいて算定いたします。なお、本契約を解約等した場合は、日数に応じて日割計算を行うことがあります。
- (4) お客さまのガス料金支払義務は、東邦ガスからガス使用量の結果を受領した後、当社がガス料金の請求を行った日(以下「支払義務発生日」といいます。)に 発生いたします。
- (5) 当社は、ガス使用量、ガス料金額および東邦ガス等の付帯サービス料金をお客さまの専用ウェブサイト(マイページ)にてお知らせいたします。 当社は、当該のお知らせをもってお客さまに請求を行ったものといたします。

9. 料金その他の支払い方法

- (1) お客さまは、当社がガス料金と東邦ガス等の付帯サービスの料金(以下、ガス料金および付帯サービス料金を合わせて「ガス料金等」といいます。)を合算して請求したガス料金等をクレジットカード払いにより、毎月、支払期日までにお支払いただきます。
- (2) お客さまのガス料金等がクレジットカードの引き落とし日に引き落としができなかった場合は、別途コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払いいただきます。この際、原則として、1 料金の算定期間および 1 通につき当社所定の事務手数料(税込 330 円)を当該コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払い時に申し受けます。
- (3) ガス料金等の支払期日は、ガス料金の支払義務発生日の属する月の翌月1日といたします。
- (4) お客さまがガス料金等を支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額を 差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの延滞利息を申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となるガス料金等を支払われた直 後に支払い義務が発生するガス料金等とあわせて支払っていただきます。なお、付帯サービス料金の支払いについては、それぞれの約款および規定に従っていただきます。

10. お客さまからのお申し出による本契約の変更および解約

- (1) お客さまが、本契約の契約名義など契約内容を変更される場合には、当社所定の様式により当社ウェブサイトより通知していただきます。
- (2) お客さまが、引越し等の理由によりガス使用を廃止(本契約の解約を含みます。)する場合には、廃止日の 15 日前までに廃止日を当社所定の様式によりウェブサイトより通知していただきます。
- (3) 他のガス小売事業者等への変更にともなう本契約の解約は、変更先のガス小売事業者へお申し込みいただきます。
- (4) お客さまが、東邦ガスとのガス需給契約への変更により、当社との本契約を解約する場合には、原則として、当社がその通知を受領した直後の定例検針日をもって解約日といたします。
- (5) 当社がお客さまのガス使用を廃止する通知を廃止日以降に受けた場合は、お客さまが当社に通知した日を本契約の解約日といたします。
- (6) 当社または東邦ガスの責めとならない事由により、ガスの需給を終了させるための措置(メーターガス栓の閉栓)ができなかった場合、その措置がとれた日を本契約の解約日といたします。
- (7) 当社は、お客さまが本契約期間中に本契約の解約をされた場合、中途解約金は申し受けません。

11. 当社からの申し出による契約の変更および解約または解除

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかの事由に該当する場合には、当社の申し出にもとづき本契約を解除できるものといたします。なお、当該事由のいずれかに該当したときは、お客さまは当社からの何ら通知催告等なく当社または東邦ガスに対して負担する一切の債務の期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、当社は原則として解除する 15 日前および 5 日前までに解除日を明示して解除予告通知を行うこととし、お客さまに対して、解除後無契約となった場合にはガスの供給が止まることを説明致します。お客さまが希望される場合には、ガスを供給することが義務付けられている小売ガス事業者からガスの供給を受けることができることを説明するようにいたします。
 - ① お客さまが、15「供給停止」(1)の各号にかかげる事由のいずれかに該当することによってガスの供給を停止された場合またはガスの供給が停止されなくても15「供給停止」(1)の各号にかかげる事由のいずれかに該当する場合
 - ② 当社または東邦ガスが、お客さまの責めとなる理由により 14「供給または使用の制限等」のガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただいた場合で、お客さまが当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ③ お客さまが、ガス料金等および当社との他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金(ガス料金等および楽天でんき料金をいいます。)を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ④ お客さまが、当社へ通知することなく、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合
 - ⑤ お客さまが、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売または破産、特区別精算、民事再生、会社更生等のその他法的整理手続きの申立を受けたとき、 もしくは自ら申立をなした場合
 - ⑥ ⑤の他信用状態が悪化し、または恐れがあると認められる場合
 - ② お客さまが、本契約締結にあたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げた場合
 - ⑧ お客さまが、過去または現在において、当社または当社グループ会社の提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合
 - 9 お客さまが、楽天会員から脱会された場合
 - ⑩ お客さまが、その他本約款等に反した場合
- (2) 当社は、東邦ガスの責めによらない事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、事前にお客さまに通知することによって、本契約を解約することがあります。

12. 契約消滅後の債権債務等

- (1) 本契約において、当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、本契約が解約または解除されても消滅いたしません。
- (2) 東邦ガスは、本契約が解約または解除された後も、ガスメーター等東邦ガス所有の既設供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場所 に引き続き置かせていただくことがあります。

13. 供給するガス

東邦ガスが供給するガスの熱量、圧力およびガスグループは、次のとおりといたします。

熱量	標準熱量・・・45 メガジュール 最低熱量・・・44 メガジュール	
圧力	最高圧力・・・2.5 キロパスカル 最低圧力・・・1.0 キロパスカル	
	(最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、お客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。)	
ガスグループ	13A	

14. 供給または使用の制限等

お客さまは、供給または使用の制限等について、次の事項を承諾していただきます。

- (1) 東邦ガスは、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。
 - ① 災害等その他の不可抗力による場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合(この場合、ただちにメーターガス栓およびその他ガス栓を閉栓して、東邦ガスに通知していただきます。)
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ② 東邦ガスのガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
 - ⑧ お客さまが、東邦ガス係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
 - ⑨ お客さまがガス工作物を故意または過失により損傷しまたは失わせた場合
 - ⑩ お客さまが東邦ガスの定める託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当社がその旨を警告しても改めない場合
 - ⑪ その他保安上必要がある場合
- (2) 当社および東邦ガスは、13「供給するガス」に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さま

に使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。

15. 供給停止

- (1) 当社または東邦ガスは、お客さまが次の各号にかかげるいずれかの事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社または東邦ガスが損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。 なお、①および②の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。 この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間程度および5日間程度の日数をおいて、予告いたします。
 - ① ガス料金等の支払期日を経過してもなおガス料金等のお支払いがない場合
 - ② 当社との他の契約(すでに終了しているものを含みます。)のガス料金等について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
 - ③ 24「需要場所への立ち入り」の各号の規定により東邦ガスの係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合
 - ④ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - ⑤ お客さまが、供給管から分岐して、道路とお客さまが所有または占有する土地との境界線に至るまでの東邦ガスのガス工作物を故意に損傷しまたは失わせて、東邦ガスに重大な損害を与えた場合
 - ⑥ 21「保安に対するお客さまの協力」(5)および22「お客さまの責任」(4)の規定に違反した場合
 - ⑦ その他本約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- (2) 当社または東邦ガスは、お客さまと当社との間の本契約が解約または解除により終了し、当社がお知らせするガス供給を停止する日までに新たな供給者をお客さまが選択しなかった場合、ガスの供給を停止することがあります。なお、これに伴い当社または東邦ガスが損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

16. 供給停止の解除

- (1) 15「供給停止」の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社または東邦ガスが確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。
 - ① 15「供給停止」(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来したすべてのガス料金等および延滞利息を支払われた場合
 - ② 15「供給停止」(1)②の規定により供給を停止したときは、当社との他の契約(すでに終了しているものを含みます。)のガス料金等についてそれぞれの契約で定める支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合
 - ③ 15「供給停止」(1)③、④、⑤、⑥、または⑦の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合
- (2) 東邦ガスは、供給の再開は原則として9時から19時の間(休日は、9時から17時の間)に行います。

17. 供給制限等の賠償

当社または東邦ガスが本契約の解約または解除をし、または当社または東邦ガスが供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さままたは第三が損害を受けられても、当社または東邦ガスの責めに帰すべき事由がないときは、当社または東邦ガスは賠償の責任を負いません。

18. 工事費について

- (1) ガス工事を申し込まれる場合には、東邦ガスが定める工事約款にもとづき、東邦ガスにお申し込みをしていただきます。なお、ガス工事の条件は原則として、東邦ガスが定める工事約款によります。詳細については東邦ガスへお問い合わせください。
- (2) ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等(ただし、ガスメーターは除きます。)はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置し、管理していただきます。本契約の開始・変更その他お客さまの都合による本契約内容の変更等により、お客さま所有のガス設備について工事費等が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- (3) 供給管は東邦ガスの所有とし、これに要する工事費は東邦ガスが負担いたします。ただし、お客さまのお申し込みにより供給管の位置替え等を行う場合には、これ に要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまのガス使用またはガス工事の申し込みに伴い本支管および整圧器の新設工事や延長工事等を行う場合で、その工事費が東邦ガスが定める工事約款 規定の負担額を超えるときは、その差額をお客さまに負担していただきます。

19. 供給施設の保安責任

お客さまは、供給設備等の保安責任について、次の事項を承諾していただきます。

- (1) 内管およびガス栓等、東邦ガスが定める工事約款および 22「お客さまの責任」(3) の規定によりお客さまの資産となる境界線からガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 東邦ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが東邦ガスの責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、東邦ガスは賠償の責任を負いません。
- (3) 東邦ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、東邦ガスは、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

20. 周知および調査義務

- (1) 当社または東邦ガスは、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 東邦ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの 承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の 基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 東邦ガスは、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

21. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、東邦ガスが定める託送供給約款の保安に関する次の事項等に協力していただきます。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、東邦ガスに通知していただきます。この場合、東邦ガスは、ただち に適切な処置をとります。
- (2) 当社または東邦ガスは、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客さまに当社または東邦ガスがお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) お客さまは、23「供給施設等の検査」(3)および 20「周知および調査義務」(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう 改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 東邦ガスは、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転、撤去もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) 東邦ガスは、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは 13「供給するガス」に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 東邦ガスが定める工事約款の規定により設置したガスメーターについては、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 東邦ガスは、必要に応じてお客さまの境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

22. お客さまの責任

お客さまは、お客さまの責任として次の事項を承諾および遵守していただきます。

- (1) お客さまは、20「周知および調査義務」(1)の規定により当社または東邦ガスがお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ東邦ガスの承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、東邦ガスの指定する場所に東邦ガス当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用(設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。)をお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ③ 29(2)に規定する供給ガスに適合するものであること。
 - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ⑤ 東邦ガスが認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまが所有または占有するガス工作物に関して次の各号にかかげる内容を遵守していただきます。
 - (1) 東邦ガスの保安業務に協力するよう努めること。
 - ② 技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力していただくこと。
 - ③ 技術基準不適合により改修等の命令が発出されたにもかかわらず、お客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保 上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

23. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾していただきます。

- (1) お客さまは、東邦ガスにガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料(検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。(2)において同じ。) をご負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は東邦ガスが負担いたします。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器およびガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を東邦ガスに請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。
- (3) 東邦ガスは、(1)および(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、東邦ガスが(1)および(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。

24. 需要場所への立ち入り

当社または東邦ガスは、次の作業のため必要な場合には、お客さまの土地および建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員はお客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針のための作業 (ガスメーター等の確認作業等を含みます。)
- ② 供給施設の検査および消費機器の調査のための作業
- ③ 東邦ガスの供給施設の設計、工事または維持管理に関する作業
- ④ 本契約の解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ ガスの供給または使用の制限、中止または停止および停止解除のための作業
- ⑥ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業
- ⑦ その他保安上必要な作業

25. ガス事故報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、東邦ガスが緊急対応を実施した場合、東邦ガスが事故現場で把握した情報を当社に提供することについて、承諾していただきます。

26. 楽天グループ株式会社の個人情報保護方針について

楽天グループ株式会社(以下「楽天」といいます。)並びにその子会社(当社を含みます。)および関連会社で構成される楽天グループ(以下単に「楽天グループ」といいます。)は、多種多様なサービスを提供しています。お客さまによるサービスのご利用に際して、楽天グループは、お客さまの情報を取得および利用し、また、当該情

報を楽天が一元的に保管しています。

楽天が定めるこの個人情報保護方針(以下「本方針」といいます。)は、本方針を採用する楽天グループの会社がお客さまの個人情報(お客さまから直接ご提供いただいた情報、お客さまの対象サービスのご利用に関する情報、および第三者から取得する情報が含まれます。また、本方針のもとで私たちが取得した個人情報を含みます。)を取得して取扱う目的および方法を明らかにし、個人情報に関するお客さまの権利について理解を深めていただくためのものです。楽天グループは、お客さまによるサービスのご利用にあたり、ご自身の情報がどのように取扱われるか、十分にご理解いただけるよう取り組んでいます。

本方針の詳細は、下記の当社ウェブサイトでご確認いただけます。

https://privacy.rakuten.co.jp/?scid=mi_trv_pcmail_city_20180723_privacy

27. 情報の共同利用プライバシーポリシーについて

当社は、次の者とお客さまの情報を共同利用いたしますので、お客さまにはあらかじめご承諾いただきます。

※詳細は、当社ウェブサイトの共同利用プライバシーポリシー(https://energy.rakuten.co.jp/privacypolicy/)をご参照ください。

共同利用の範囲と目的 ◇共同利用する者の範囲 東邦ガス株式会社 ◇共同利用の目的 都市ガス取次供給事業の実施における次の事項のため (1) 託送供給契約の締結、変更または解約のため (2) 小売供給契約(最終保障供給に関する契約を含みます。)の廃止取次※3 および供給者切替にともなうガス機器等の保 安に関する情報の提供のため (3) 供給地点に関する情報の確認のため (4) ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事 業者※4の業務遂行のため (5) ガス事業法(昭和29年3月31日法律第51号)第159条第4項に規定するガス消費機器調査の結果の通知 のため ◇共同して利用するお客さま情報の項目 (1) 基本情報:お客さまの氏名、住所、電話番号および小売供給契約の契約番号 (2) 供給地点に関する情報:供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、メーターガス栓位置情報、検針情報、供 給圧力、託送契約異動情報、建物情報 (3) 供給地点に関するガス機器等の保安に関する情報:ガス事業法※5第159条第4項に規定する通知に関する情報 ※1 当社は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用します。 ※2 ガス小売事業者とは、ガス事業法※6第6条第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を 受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号) の附則により、ガス小売事業者の登録を受け たとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。)。 ※3「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対し て、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいいます。 ※4 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法※6第35条の許可を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月 24 日法律第 47 号)の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地 等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください。)。 ※5 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月24日法律第47号)第5条による改正後のガス事業法 (昭和29年3月31日法律第51号) をいいます。

お客さま情報の管理について 責任を有する者

楽天エナジー株式会社

28. その他

- (1) 楽天ガスサービス利用における楽天ポイントの特典およびキャンペーンの実施については、当社のウェブサイトからご確認いただけます。
- (2) 上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が別途定める楽天ガス需給取次約款によります。なお、楽天ガス需給取次約款は、当社のウェブサイトからご確認いただけます。
- (3) お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、 保証していただきます。
- (4) 本契約の締結、変更および解約その他お問い合わせ、ご不明な点は、下記、楽天エナジー株式会社へお問い合わせください。

ガス小売取次事業者のお問い合わせ先

楽天エナジー株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目 14番1号

電話番号: 楽天エナジーカスタマーセンター 050-5490-9070

受付時間 9:30~17:30 月曜日~日曜日(年末年始等の期間は除く)

ホームページ : https://energy.rakuten.co.jp/

ガス小売事業者のお問い合わせ先

東邦ガス株式会社

愛知県名古屋市熱田区桜田町 19-18

登録番号 : A0025

電話番号 : 東邦ガス おトクダイヤル (ガス・電気) 0570-019104

受付時間 平日9:00~19:00 (土日・祝日 12/29~1/3を除く)

ホームページ : http://www.tohogas.co.jp